

電波法施行規則等の一部を変更する省令案について

(次世代高速無線 LAN の導入に係る制度整備)

1 趣旨

無線 LAN は、簡易かつ安価に家庭・オフィス内にインターネット接続環境を構築することのできるシステムとして急速に普及してきており、これまで諸外国の動向と整合をとりつつ、我が国にも新しい技術を導入してきたところである。

現在の無線 LAN の国際的な標準化活動においては、伝送速度 1Gbps を目標とする IEEE[※] 802.11ac 規格（以下「次世代高速無線 LAN」という。）の制定に向けた検討が進められてきており、我が国においても次世代高速無線 LAN の導入に向けた検討を行い、平成 24 年 11 月に情報通信審議会より技術的条件の答申を受けたところである。

このような背景を踏まえ、次世代高速無線 LAN の導入を可能とするため、関係省令の一部改正を行うものである。

※ Institute of Electrical and Electronics Engineers : 米国電気電子学会

2 改正概要

(1) 電波法施行規則

5GHz 帯小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数に次世代高速無線 LAN が使用する電波の基準チャンネルを追加すること。

(2) 無線設備規則

次世代高速無線 LAN の無線局の無線設備について、技術基準に係る規制を整備すること。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

次世代高速無線 LAN の無線局の技術基準適合証明等の対象に追加する。

3 施行期日

平成 25 年 3 月 27 日。